

判決要旨

1 事件番号及び事件名

平成28年(行ウ)第3号 生活保護基準引下処分取消等請求事件

2 判決言渡日等

令和4年7月27日(水)午後1時10分

3 担当部及び担当裁判官

民事第2部

裁判長裁判官・齊藤充洋、裁判官・三貫納有子、裁判官・太田こもも

4 当事者等

原告

被告 国、仙台市

5 主文

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

6 請求

- (1) 仙台市青葉福祉事務所長が、原告に対し、平成27年3月26日付けでした生活保護変更決定を取り消す。
- (2) 被告国は、原告に対し、1万円及びこれに対する平成25年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

7 事案の概要

厚生労働大臣は、①社会保障審議会生活保護基準部会(以下「基準部会」という。)による平成25年の検証結果を受けて、生活扶助基準の年齢階級、世帯人員及び級地別の展開のための指数と一般低所得世帯の消費実態とのかい離の解消をするとともに(以下「ゆがみ調整」という。)、②平成20年から平成23年までの物価下落率を考慮した4.78%の生活扶助基準の引下げ(以下「デフレ調整」という。)をすることとしたが、③激変緩和措置として、改定を平成25

年度から3年間かけて段階的に実施するものとし、改定の影響を一定程度抑える観点から、増減額の幅が±10%を超えないように調整するとともに、ゆがみ調整による増減額の幅を上記検証結果の2分の1とすること(以下「2分の1処理」という。)とした(以下「本件保護基準改定」という。)

本件は、仙台市に居住し生活扶助の支給を受けている原告が、本件保護基準の改定に伴い、生活扶助の支給額を減額する旨の保護変更決定(以下「本件決定」という。)を受けたため、本件決定は生活保護法8条等に違反する違法なものである旨主張して、被告仙台市を相手として、本件決定の取消しを求めるとともに、本件決定の根拠となった本件保護基準改定は国家賠償法の適用上違法である旨主張して、被告国に対し、損害賠償金1万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

8 事実及び理由の要旨

(1) 厚生労働大臣の裁量権の範囲等

生活扶助基準の改定を行う必要があるか否かや改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するに当たり、厚生労働大臣には、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権があるものと認めることができる。また、その改定の具体的な方法等についても、激変緩和措置の要否などを含め、厚生労働大臣は、専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているというべきである。

(2) デフレ調整について

厚生労働大臣は、総務省が作成、公表している消費者物価指数の品目から、生活扶助により支出することが想定されない品目を除外したものを指数の対象となる品目とした上で、消費者物価指数を算出し直し(以下、このように算出した物価指数を「生活扶助相当CPI」という。)、平成20年と平成23年の生活扶助相当CPIの変動率を-4.78%であると算出した。

平成19年に生活扶助基準の水準が一般低所得世帯と比べて高めであると指

摘がされつつ据え置かれていたこと、平成20年以降のデフレの状況などからすれば、厚生労働大臣において、生活扶助基準額が実質的に増加したものと評価することができるとしてデフレ調整を行う必要があると判断したことについて、その判断の過程及び手続に過誤、欠落があるものと認めることはできないし、物価変動率の算出期間の起点を平成20年とすることは、デフレ調整の目的に照らし、相応の合理性があるといえることができる。

また、生活扶助基準において支出が想定される品目に限って物価変動率を算出することは、デフレ調整の目的に沿うものといえることができるし、基準としても明確であるから、合理性があるといえる。物価変動率の算出において一定の品目が除外される一方、除外されなかった品目の物価の下落率が高いために、結果的に、総務省の消費者物価指数に比べて、生活扶助相当CPIの方が、下落率が高く算出されるとしても（すなわち、本件でいえば、除外されなかったパソコンやテレビ等の品目について、平成20年から平成22年までの間の価格の下落が著しく、その価格下落の影響がデフレ調整における下落率に影響しているとしても）、合理的な品目の選択の結果にすぎない。

その他、物価変動率の計算方法について、原告の主張する判断の過程及び手続上の過誤、欠落があるものと認めることはできない。

(3) ゆがみ調整について

平成25年の検証は、生活扶助基準額と一般低所得世帯の消費実態との乖離を分析し、生活扶助基準の展開部分の適正化を図ろうとしたものであることなどからすれば、上記検証において第1・十分位（調査対象者を年間収入額順に10等分した場合に、収入額が最も低い層のこと）との比較が行われたことについて、不合理な点があるといえることはできない。その他、上記検証の手法との関係で、生活扶助基準の改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるものと認めることはできない。

また、2分の1処理についても、厚生労働大臣は、激変緩和措置の可否など

を含め、生活扶助基準の改定の具体的な方法等について専門技術的かつ政策的な見地からの裁量権を有しているところ、上記検証の報告書において、現在生活保護を受給している世帯及び一般低所得世帯への見直しが及ぼす影響についても慎重に配慮することが求められていたことからすれば、厚生労働大臣が、検証結果そのままではなく、かい離率を2分の1の割合で反映させたことが、合理性を欠くものであると認めることはできない。

(4) ゆがみ調整とデフレ調整を併せて行ったことについて

ゆがみ調整は生活扶助基準の絶対的な水準を改定するものではないから、デフレ調整とは、性質、内容が異なるものであり、ゆがみ調整とデフレ調整を併せて行ったことをもって、生活扶助基準の改定に至る判断の過程及び手続に過誤、欠落があるものと認めることはできない。

(5) 手続的な違法の有無等について

生活保護法は、生活扶助基準の改定に当たり、基準部会等の意見を聴取することを厚生労働大臣に義務付けているわけではないことなどからすれば、デフレ調整及び2分の1処理に関して基準部会等の検証を経ていないからといって、直ちに厚生労働大臣の判断の過程及び手続に過誤、欠落があったものと認めることはできない。

原告は、デフレ調整について、物価指数による計算を直接保護基準の改定に用いるものであって、確立した行政慣行である水準均衡方式を逸脱しており、厚生労働大臣の裁量権の範囲の逸脱又は濫用を基礎付けるものである旨主張するが、生活扶助基準の改定において物価を考慮することが不合理であるといえることはできない。

原告は、デフレ調整と2分の1処理が、自由民主党の政権公約実現という政治的意図の下、あえて基準部会に付議することを回避して行われたとして、本件保護基準改定をしたことが裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たる旨主張するが、デフレ調整には必要性、合理性があり、2分の1処理が激変緩和措置とし

て合理性を有するものであることも考慮すれば、原告のいう手続過程の瑕疵や動機の不正があったということとはできない。

(6) 結語

以上によれば、本件保護基準改定に係る厚生労働大臣の判断に、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があるということとはできず、本件保護基準改定が違法であるということとはできない。したがって、原告の請求はいずれも理由がない。

以上